

六水航第48号
令和8年5月19日

関係先各位

水島港長



水島港における錨地基準の改正について（通知）
（令和8年4月2日 六水航第2号関連）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素から港長業務に関し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般お知らせしました「水島港における錨地基準の改正」につきまして、新錨地の運用開始が令和8年6月1日に決定したことから、同日をもって新たな錨地基準及び進路信号の運用を開始するのでお知らせします。

添付物

- ▶ 水島港における錨泊基準（令和8年5月19日改正 六水航第48号）
- ▶ リーフレット（信号旗による進路信号～玉島人工島南側海域へのR錨地及びS錨地の新設に伴い、令和8年6月1日から信号内容の一部が変更になります。～）

平成 9 年	5 月 2 0 日	策定	水保港第 2 6 号
平成 1 4 年	8 月 8 日	改正	水保港第 7 号
平成 2 1 年	3 月 1 1 日	改正	水保港第 1 1 号
平成 2 2 年	9 月 2 1 日	改正	六水港第 2 号
平成 2 3 年	4 月 1 1 日	改正	六水港第 1 号
平成 2 5 年	3 月 1 3 日	改正	六水港第 2 2 号
令和 8 年	5 月 1 9 日	改正	六水航第 4 8 号

水島港における錨泊基準

船舶交通の安全を確保するため、水島港内における錨泊基準を下記のとおり設ける。

記

1 水島港入出港の際の原則

水島港入出港船舶は、「入港即着岸、離岸即出港」を原則とする。

2 港内錨泊の原則

水島港入出港船舶の内、次の各号に適合する船舶が錨泊する場合に限り、水島港港域内での錨泊を認めることを原則とする。

- (1) 全長 1 4 0 m 以下
- (2) 喫水 8 . 0 m 以下

3 定義

この錨泊基準において、錨泊対象船舶の意味は、次のとおりとする。

(1) 油送船

貨物積載のためのタンク構造を有する船舶であって、引火性の液体及びガス、石油類等を運搬する船舶

(2) 危険物積載船

油送船の内、港則法上の危険物を積載している船舶

(3) 油送船以外の船舶

- (1) 以外の船舶

(4) 港長の指定した船舶

港則法第 5 条第 3 項の規定により、水島港長が錨地を指定した船舶

(5) A I S 搭載船

船舶設備規程（昭和 9 年逡信省令第 6 号）第 1 4 6 条の 2 9 に規定する船舶自動識別装置を備え、同装置を正常に作動させている船舶をいう。

(6) A I S 搭載船等

A I S 搭載船及び港長が許可した船舶をいう。

4 錨地の位置及び区域

水島港内における錨地の位置及び区域は別表 1 及び別図 1、2 のとおりとする。

5 対象船舶及び錨泊時間

前記錨地における対象船舶及び錨泊時間については別表 2 のとおりとする。

6 事前の申請

前記 2 に適合する船舶が水島港内において錨泊しようとする場合は、次に掲げる船種毎に、停泊場所について、事前に水島港長の指定を受けるものとする。

(1) 油送船

別表 1 に掲げる錨地の内、次の錨地に錨泊しようとする場合

イ J F E 南側海域の A ~ E 錨地

ロ 玉島人工島南側海域の F ~ P 錨地、R 錨地及び S 錨地

(2) 危険物積載船

別表 1 に掲げる錨地

(3) 油送船以外の船舶

別表 1 に掲げる錨地の内、次の錨地に錨泊しようとする場合

イ J F E 南側海域の A ~ E 錨地

ロ 玉島人工島南側海域の F ~ P 錨地、R 錨地及び S 錨地

(運用期日)

この基準は、令和 8 年 6 月 1 日から運用する。

水島港内錨地の位置及び区域

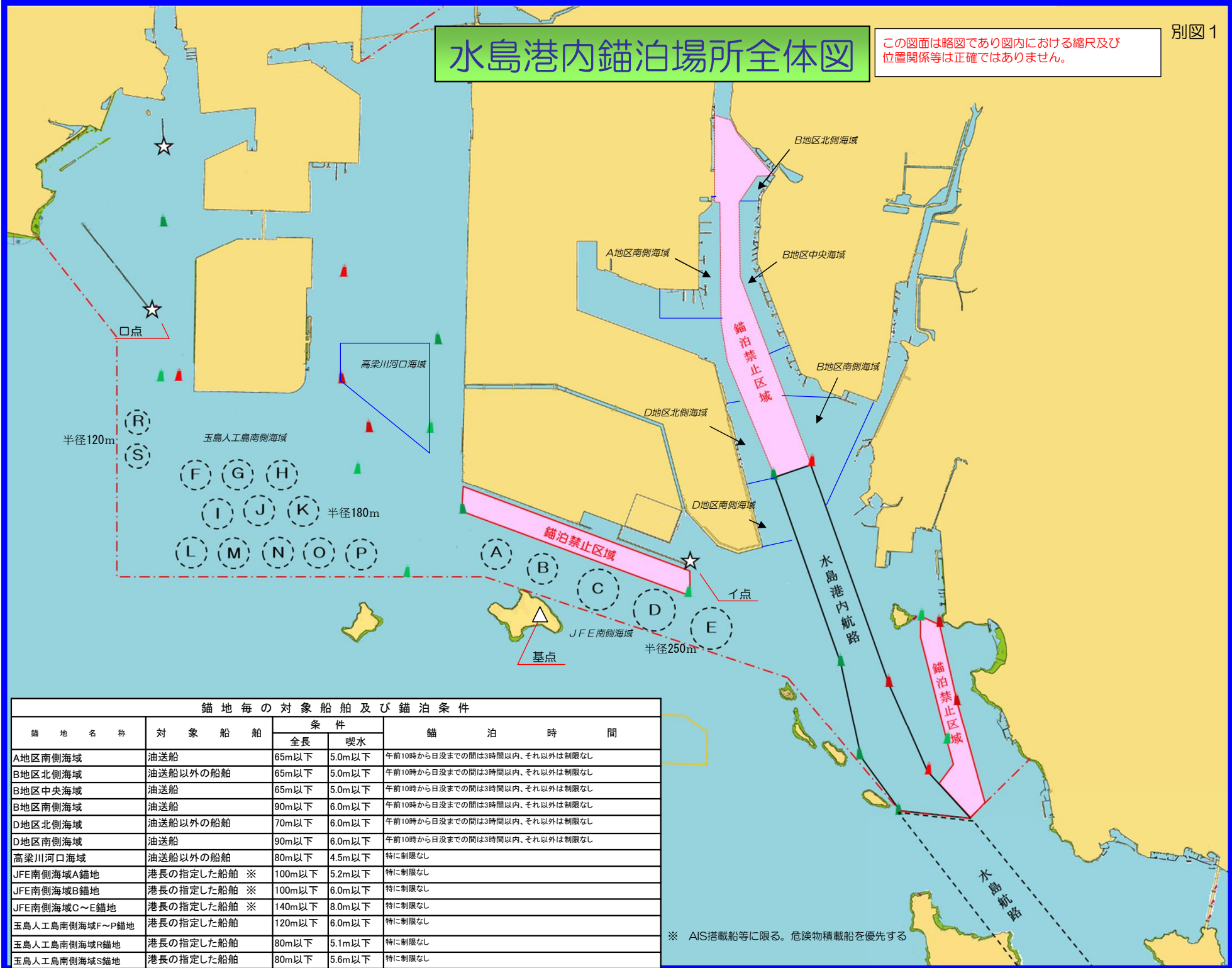
錨地名称	錨泊場所の区域
A地区 南側海域	ENEOS 水島製油所A工場南東角から270° 500mの地点から180° 250mの地点まで引いた線、同地点から90° に錨泊禁止区域西側線（以下「西側線」という。）まで引いた線、西側線、ENEOS 水島製油所A工場－第1 棧橋第2 バース北東端から90° に西側線まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
B地区 北側海域	錨泊禁止区域東側線（以下「東側線」という。）、三菱ケミカル岡山事業所－M 棧橋北端から270° に東側線まで引いた線（以下「A線」という。）及び陸岸により囲まれた海域
B地区 中央海域	A線、東側線、ENEOS 水島製油所B工場－原油2号棧橋北端からJ F E スチール－G 岸壁北端を見通す東側線までの線及び陸岸により囲まれた海域
B地区 南側海域	ENEOS 水島製油所B工場－出荷4号棧橋西端からJ F E スチール－G 岸壁南端を見通す東側線までの線、東側線、港内航路東側線、ENEOS 水島製油所B工場－南東角から213° に同航路東側線まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
D地区 北側海域	J F E スチール－G 岸壁南端から180° 100mの地点からENEOS 水島製油所B－L P G 出荷棧橋南端を見通す西側線までの線、西側線、J F E コークス積出棧橋南端から180° 100mの地点から旭化成製造統括本部水島製造所C 7 棧橋西端を見通す西側線までの線（以下「B線」という。）及び陸岸により囲まれた海域
D地区 南側海域	B線、西側線、港内航路西側線、J F E スチール南東角から新来島サノヤス造船南西角を見通す港内航路西側線までの線及び陸岸により囲まれた海域
高粱川 河口海域	J F E スチール南西角から水島港玉島東第二号灯浮標を見通す線、同灯浮標と水島港玉島東第四号灯浮標を見通す線、J F E スチール南西角から0° 1,650mの地点から270° に引いた線及び同地点から270° 400mの地点と水島港高粱川灯浮標を見通す線により囲まれた海域
J F E 南側海域	A錨地：上水島山頂(△点 51)から321° 950m (N34-28. 213/E133-42. 500) B錨地：上水島山頂(△点 51)から356° 550m (N34-28. 112/E133-42. 865) C錨地：上水島山頂(△点 51)から64. 5° 700m (N34-27. 977/E133-43. 303) D錨地：上水島山頂(△点 51)から88° 1,320m (N34-27. 840/E133-43. 752) E錨地：上水島山頂(△点 51)から95° 2,000m (N34-27. 720/E133-44. 192)
玉島人工島 南側海域	F錨地：上水島山頂(△点 51)から292° 4,540m (N34-28. 733/E133-40. 140) G錨地：上水島山頂(△点 51)から294. 5° 4,070m (N34-28. 727/E133-40. 472) H錨地：上水島山頂(△点 51)から298° 3,600m (N34-28. 728/E133-40. 813) I錨地：上水島山頂(△点 51)から287° 4,130m (N34-28. 467/E133-40. 310) J錨地：上水島山頂(△点 51)から290° 3,670m (N34-28. 493/E133-40. 638) K錨地：上水島山頂(△点 51)から293° 3,180m (N34-28. 487/E133-40. 978) L錨地：上水島山頂(△点 51)から280° 4,320m (N34-28. 220/E133-40. 112) M錨地：上水島山頂(△点 51)から281° 3,820m (N34-28. 208/E133-40. 442) N錨地：上水島山頂(△点 51)から283° 3,330m (N34-28. 218/E133-40. 772) O錨地：上水島山頂(△点 51)から285° 2,840m (N34-28. 212/E133-41. 098) P錨地：上水島山頂(△点 51)から288° 2,350m (N34-28. 207/E133-41. 430) R錨地：上水島山頂(△点 51)から295° 5,490m (N34-29. 080/E133-39. 644) S錨地：上水島山頂(△点 51)から291° 5,340m (N34-28. 870/E133-39. 644)

錨地毎の対象船舶及び錨泊時間

錨地名称	対象船舶	条 件		錨 泊 時 間
		全 長	喫 水	
A地区 南側海域	油送船	65m 以下	5.0m 以下	午前 10 時から日没までの間は 3 時間以内 日没から午前 10 時までの間は制限なし
B地区 北側海域	油送船以外の船舶	65m 以下	5.0m 以下	午前 10 時から日没までの間は 3 時間以内 日没から午前 10 時までの間は制限なし
B地区 中央海域	油送船	65m 以下	5.0m 以下	午前 10 時から日没までの間は 3 時間以内 日没から午前 10 時までの間は制限なし
B地区 南側海域	油送船	90m 以下	6.0m 以下	午前 10 時から日没までの間は 3 時間以内 日没から午前 10 時までの間は制限なし
D地区 北側海域	油送船以外の船舶	70m 以下	6.0m 以下	午前 10 時から日没までの間は 3 時間以内 日没から午前 10 時までの間は制限なし
D地区 南側海域	油送船	90m 以下	6.0m 以下	午前 10 時から日没までの間は 3 時間以内 日没から午前 10 時までの間は制限なし
高粱川 河口海域	油送船以外の船舶	80m 以下	4.5m 以下	特に制限なし
J F E 南側海域 A 錨地	港長の指定した船舶（A I S 搭載船等に 限る。危険物積載船を優先する。）	100m 以下	5.2m 以下	特に制限なし
J F E 南側海域 B 錨地		100m 以下	6.0m 以下	特に制限なし
J F E 南側海域 C～E 錨地		140m 以下	8.0m 以下	特に制限なし
玉島人工島 南側海域 F～P 錨地	港長の指定した船舶	120m 以下	6.0m 以下	特に制限なし
玉島人工島 南側海域 R 錨地		80m 以下	5.1m 以下	特に制限なし
玉島人工島 南側海域 S 錨地		80m 以下	5.6m 以下	特に制限なし

水島港内錨泊場所全体図

この図面は略図であり図内における縮尺及び位置関係等は正確ではありません。



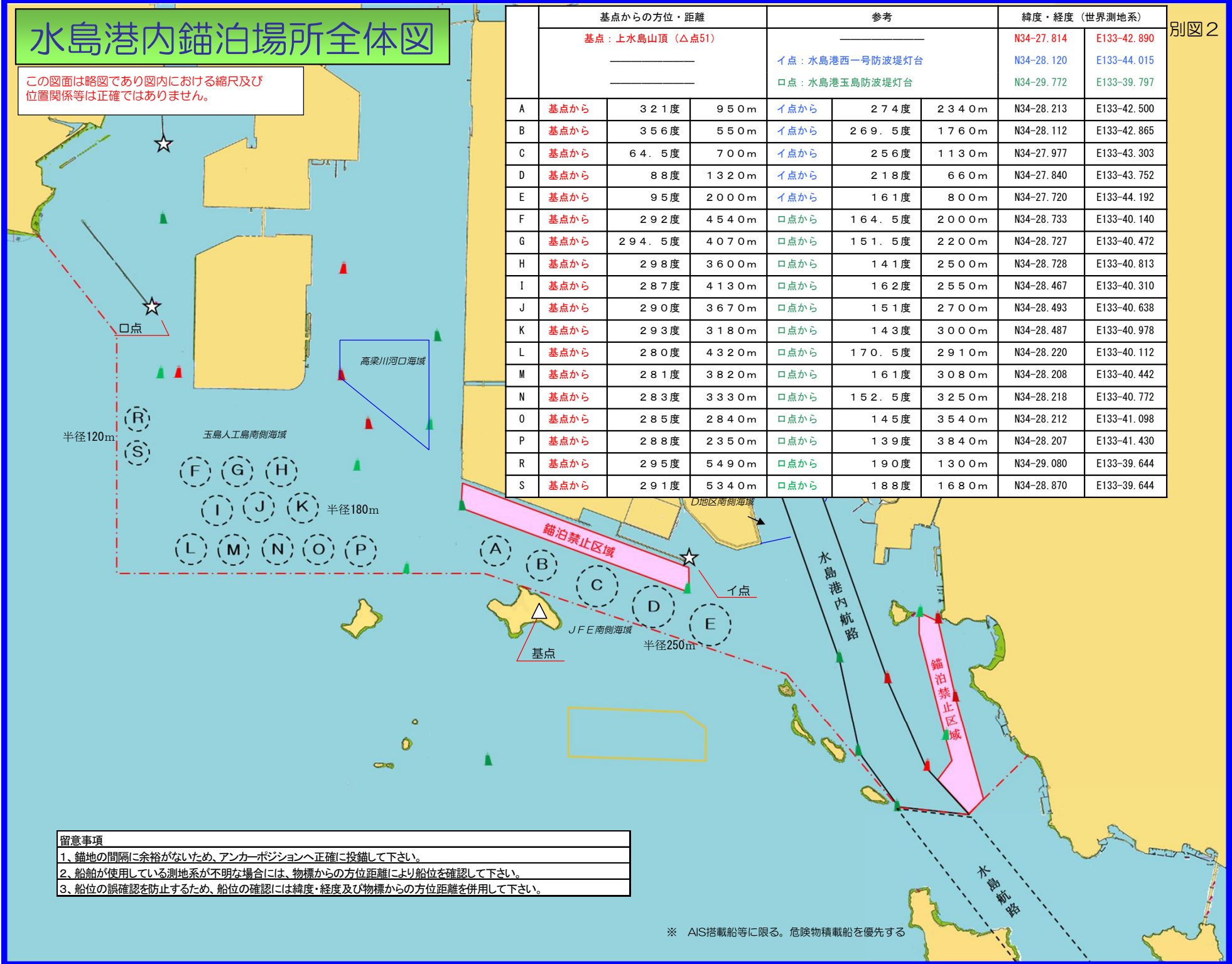
錨地毎の対象船舶及び錨泊条件

錨地名称	対象船舶	条件		錨泊時間
		全長	喫水	
A地区南側海域	油送船	65m以下	5.0m以下	午前10時から日没までの間は3時間以内、それ以外は制限なし
B地区北側海域	油送船以外の船舶	65m以下	5.0m以下	午前10時から日没までの間は3時間以内、それ以外は制限なし
B地区中央海域	油送船	65m以下	5.0m以下	午前10時から日没までの間は3時間以内、それ以外は制限なし
B地区南側海域	油送船	90m以下	6.0m以下	午前10時から日没までの間は3時間以内、それ以外は制限なし
D地区北側海域	油送船以外の船舶	70m以下	6.0m以下	午前10時から日没までの間は3時間以内、それ以外は制限なし
D地区南側海域	油送船	90m以下	6.0m以下	午前10時から日没までの間は3時間以内、それ以外は制限なし
高梁川河口海域	油送船以外の船舶	80m以下	4.5m以下	特に制限なし
JFE南側海域A錨地	港長の指定した船舶 ※	100m以下	5.2m以下	特に制限なし
JFE南側海域B錨地	港長の指定した船舶 ※	100m以下	6.0m以下	特に制限なし
JFE南側海域C～E錨地	港長の指定した船舶 ※	140m以下	8.0m以下	特に制限なし
玉島人工島南側海域F～P錨地	港長の指定した船舶	120m以下	6.0m以下	特に制限なし
玉島人工島南側海域R錨地	港長の指定した船舶	80m以下	5.1m以下	特に制限なし
玉島人工島南側海域S錨地	港長の指定した船舶	80m以下	5.6m以下	特に制限なし

※ AIS搭載船等に限る。危険物積載船を優先する

水島港内錨泊場所全体図

この図面は略図であり図内における縮尺及び位置関係等は正確ではありません。



	基点からの方位・距離			参考			緯度・経度 (世界測地系)	
	基点：上水島山頂 (△点51)			イ点：水島港西一号防波堤灯台			N34-27.814	E133-42.890
				ロ点：水島港玉島防波堤灯台			N34-28.120	E133-44.015
							N34-29.772	E133-39.797
A	基点から	321度	950m	イ点から	274度	2340m	N34-28.213	E133-42.500
B	基点から	356度	550m	イ点から	269.5度	1760m	N34-28.112	E133-42.865
C	基点から	64.5度	700m	イ点から	256度	1130m	N34-27.977	E133-43.303
D	基点から	88度	1320m	イ点から	218度	660m	N34-27.840	E133-43.752
E	基点から	95度	2000m	イ点から	161度	800m	N34-27.720	E133-44.192
F	基点から	292度	4540m	ロ点から	164.5度	2000m	N34-28.733	E133-40.140
G	基点から	294.5度	4070m	ロ点から	151.5度	2200m	N34-28.727	E133-40.472
H	基点から	298度	3600m	ロ点から	141度	2500m	N34-28.728	E133-40.813
I	基点から	287度	4130m	ロ点から	162度	2550m	N34-28.467	E133-40.310
J	基点から	290度	3670m	ロ点から	151度	2700m	N34-28.493	E133-40.638
K	基点から	293度	3180m	ロ点から	143度	3000m	N34-28.487	E133-40.978
L	基点から	280度	4320m	ロ点から	170.5度	2910m	N34-28.220	E133-40.112
M	基点から	281度	3820m	ロ点から	161度	3080m	N34-28.208	E133-40.442
N	基点から	283度	3330m	ロ点から	152.5度	3250m	N34-28.218	E133-40.772
O	基点から	285度	2840m	ロ点から	145度	3540m	N34-28.212	E133-41.098
P	基点から	288度	2350m	ロ点から	139度	3840m	N34-28.207	E133-41.430
R	基点から	295度	5490m	ロ点から	190度	1300m	N34-29.080	E133-39.644
S	基点から	291度	5340m	ロ点から	188度	1680m	N34-28.870	E133-39.644

留意事項

1. 錨地の間隔に余裕がないため、アンカーポジションへ正確に投錨して下さい。
2. 船舶が使用している測地系が不明な場合には、物標からの方位距離により船位を確認して下さい。
3. 船位の誤確認を防止するため、船位の確認には緯度・経度及び物標からの方位距離を併用して下さい。

※ AIS搭載船等に限る。危険物積載船を優先する

信号旗による進路信号

玉島人工島南側海域へのR錨地及びS錨地の新設に伴い、
令和8年6月1日から信号内容の一部が変更になります。

<対象船舶>

水島港の港内を航行する船舶(信号旗を有しない場合又は夜間においては除かれます。)



前しょう(マスト)その他の見やすい場所に次の信号旗を掲げて下さい。

1代・M	上水島 以東 から出港する。※ (港内航路を航行して出港し、これと接続する水島航路に入った時に海上交通安全法第7条の規定に基づき「1代・P」を表示しなければならない船舶にあっては「1代・M」に代えて「1代・P」を表示することができる。)
1代・T	上水島 以西 から出港する。※
2代・A	西公共(-)2.6m物揚場からENEOS水島製油所A工場岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・B	東公共物揚場からENEOS水島製油所B工場棧橋に至る間又は呼松水路の係留施設に向かって航行する。
2代・C	旭化成C7棧橋から太平洋セメント棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・D	JFE倉敷A岸壁からJFE倉敷コークス積出棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・T・H	高梁川水路又は乙島の係留施設に向かって航行する。
2代・T・S	玉島地区(乙島を除く。)の係留施設に向かって航行する。
2代・F・M	JFE南側海域(AからE錨地)に向かって航行する。
2代・F・T	玉島人工島南側海域(FからP錨地、 R錨地及びS錨地)に向かって航行する。

※上水島を境とした東西どちらかの
港域から出域することを指している
ものであり、離岸場所を基準とする
ものではありません。

水島港進路信号図

この図面は略図であり図内における縮尺及び位置関係等は正確ではありません。

航行船舶の安全のために信号旗を忘れないで掲げて下さい!



お問い合わせ先:

水島海上保安部 航行安全課 TEL:086-444-2967

URL: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/mizushima/>